

大分県報

平成二十九年
号外（三七）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

大分県消費生活・男女共同参画プラザ利用規則の一部改正	一
青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正	一
農業改良事業に関する市町村農業委員会代表者会議規則の廃止	一
有害鳥獣捕獲規則の一部改正	一
大分県環境緑化条例施行規則の一部改正	一
選挙管理委員会告示	一
公職選挙事務取扱規程の一部改正	二
大分県記号式投票に関する規程の一部改正	二

〇規則

大分県消費生活・男女共同参画プラザ利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十九年三月三十一日	大分県知事 広瀬 貞
大分県規則第二十六号 大分県消費生活・男女共同参画プラザ利用規則の一部を改正する規則	
次のように改正する。 第二条第一項の表中「OA研修室」を削る。 第七条第三号中「和会議室、OA研修室」を「若しくは和会議室」に改める。 第一号様式及び第二号様式中「 和会議室 」を削る。	
附則 (施行期日)	

平成二十九年三月三十一日

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県消費生活・男女共同参画プラザ利用規則第一号様式及び第二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第二十七号

青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家の項中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家」に改め、同表の大分県立社会教育総合センター九重青少年の家の項中「大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立九重青少年の家」に、「玖珠郡九重町大字田野二〇四―四三」を「玖珠郡九重町大字田野二〇四―四七」に改め、同表の大分市いまいち山荘の項を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

農業改良事業に関する市町村農業委員会代表者会議規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第二十八号

農業改良事業に関する市町村農業委員会代表者会議規則を廃止する規則

農業改良事業に関する市町村農業委員会代表者会議規則（昭和二十七年大分県規則第十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

有害鳥獣捕獲規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県報号外（規則）

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十九号

有害鳥獣捕獲規則の一部を改正する規則

有害鳥獣捕獲規則（昭和四十一年大分県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保護又は」を削る。

第四条中「次条において」を「以下」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次のいづれかに該当する者であつて、銃器による捕獲等を行うもの

イ 法第五十五条第二項に規定する登録の有効期間内において現に同条第一項の登録

（以下「狩猟者登録」という。）を受けている者

ロ 法第五十五条第二項に規定する登録の有効期間外において直前の登録の有効期間内

に狩猟者登録を受けていた者

第四条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 わな及び網による捕獲等を行う者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に捕獲等の許可を申請した者については、なお従前の例による。

大分県環境緑化条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十号

大分県環境緑化条例施行規則の一部を改正する規則

大分県環境緑化条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林

研究・整備機構」に改め、同項第四号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政

法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第四号の改正

規定は、公布の日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙事務取扱規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第十一条第一項中「送付」を「送付等」に改める。

第十六条第一項中「法第二十八条第一項（在外選挙人名簿の送付）」を「令第二十八条第一

項（選挙人名簿の送付等）」に改める。

別表中津市の項中「一四番地の三」を「一四番地三」に改め、同表豊後高田市の項中「御

玉一一四番地」を「是永町三九番地三」に改め、同表宇佐市の項中「一〇三〇番地」を「一

〇三〇番地の二」に改め、同表国東市・姫島村の項中「田深二八〇番地二」を「鶴川一四九

番地」に改め、同表日出町の項中「安国寺七八六番地の一」を「安国寺七八六番地一」に改

める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

大分県選挙管理委員会告示第八号

大分県記号式投票に関する規程（昭和四十六年大分県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第三条の見出し中「あらためて行なわない」を「改めて行わない」に改め、同条中「第四

十九条の四第二項ただし書」を「第四十九条の四第三項ただし書」に、「あらためて行なわ

ない」を「改めて行わない」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。